

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第一項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成31年 2月22日

仙北市長 門 脇 光 浩



記

1. 協議を設けた区域の範囲

仙北市全域
(13地区) { 田沢地区、生保内地区、神代地区、角館町地区、雲沢地区、白岩地区、中川地区、桧木内地区、西明寺地区、生保内南地区、潟野十二峠地区、八津鎌足地区、神代第2地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年 2月15日

3. 当該地区における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者(担い手)の状況

仙北市全体の中心経営体数

法人 23 件

集落営農 11 件

個人 290 件

※地区毎は別紙(地区毎データ)のとおり

4. 当該地区に担い手が十分いるかどうか

別紙2(1～13)の3項のとおり

5. 地域農業の将来のあり方

(1) 将来の農地利用のあり方

別紙2(1～13)の4項のとおり

(2) 今後の地域農業のあり方

別紙2(1～13)の6項のとおり

6. 農地中間管理機構の活用方針

別紙2(1～13)の5項のとおり